

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年8月31日 13時05分ごろ
発生場所	長崎県南島原市瀬詰埼北東方沖 沖ノ瀬灯標から真方位270° 130m付近 (概位 北緯32°36.7' 東経130°14.1')
事故の概要	プレジャーボート第3三奈美丸は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年9月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第3三奈美丸、0.2トン NS3-408050（漁船登録番号）、個人所有 第292-53350号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、瀬詰埼北東方沖で船首を東方に向けて漂流して釣りをしていたところ、船長が、船首部両舷側にある排水口（以下「本件排水口」という。）から海水が船内に流入していることを認めたが、流入量は少なく、流入した海水は本件排水口から排水されていたので、釣りを続けた。</p> <p>船長は、本件排水口から流入する海水の量が徐々に増え、排水されずに滞留するようになったので、帰航することとしたが、本船は、船首部から沈下して水船状態となり、船外機が水没して停止し、その後、右舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び同乗者2人は、いずれも救命胴衣を着用しており、転覆した本船にしがみつ、船長が親族に本事故の発生を連絡し、同乗者のうち1人が携帯電話で海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、来援した親族の船舶により、定係地までえい航された。</p> <p>船長は、令和3年2月に小型船舶操縦免許証を取得し、1～2週間に1回程度一人で釣りに出掛けていたが、同乗者を乗船させるのは本事故時が初めてであった。</p> <p>本船は、本件排水口のキャップが装備されていなかった。</p> <p>本船の喫水は、ふだんより5cmほど深くなっていた。</p> <p>船長は、係留場所を出航したときから、本件排水口より海水が入ったり出たりしていることに気付いていたが、入った海水が滞留するこ</p>

	とはなかったので、問題ないと思っていた。
分析	<p>本船は、西風が徐々に強まり波高約2mの状況下、漂泊中、船長が、船首側の本件排水口のキャップがない状態で、初めて同乗者2人を乗船させ、ふだんより喫水が深くなったことから、本件排水口から流入する海水が徐々に増え、排水されずに滞留するようになり、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、航行中は船首浮上で本件排水口からの海水の流入が少なかったものの、漂泊後、船首が下がった状態となり、本件排水口より海水の流入が増えたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、西風が徐々に強まり波高約2mの状況下、本船が、漂泊中、船長が、船首側の本件排水口のキャップがない状態で、初めて同乗者2人を乗船させ、ふだんより喫水が深くなったため、本件排水口から流入する海水が徐々に増え、排水されずに滞留するようになり、右舷側に傾斜して発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、排水口のキャップを装備すること。